

2025年12月9日改定

## いよぎん法人力カード会員特約

### 第1条(カードの名称)

本カードは、株式会社伊予銀行(以下「当行」と称します。)と株式会社いよぎんディーシーカード(以下「当社」と称します。)の二社(以下「二社」と称します。)が提携し、当社が発行し、当行の預金口座をカード利用代金支払口座(以下「支払指定口座」と称します。)とする法人向けクレジットカード(以下「本カード」と称します。)で、カードの名称は「いよぎん法人力カード」とします。

### 第2条(入会方法)

1. 本カードでは、支払指定口座は当行所定の預金口座に限らせていただきます。
2. 申込者は、本特約ならびに当社が定める法人会員規約を承認の上、当社に入会を申込むものとします。
3. 本カードの会員(以下「会員」と称します。)は、当社が入会を認めた法人等または個人事業主とします。
4. 本カードの所有権は当社にあり、当社は会員があらかじめ本カードの利用者として当社に申込み、当社が認めたカード使用者等に対し、本カードを貸与します。

### 第3条(会員向けサービス・情報の提供)

1. 当行は、口座振替の方法によって、支払指定口座から、本カードの利用代金の引き落としを行います。また、当行の金融商品のご案内などを行います。
2. 当社は、法人会員規約所定の業務を行うほか、会員に対し、所定の方法でサービスの提供を行います。

### 第4条(会員情報ならびにカード使用者等個人情報利用の同意)

1. 本条は、個人情報の取扱いに関する同意条項(以下「同意条項」と称します。)の特約として定めるものであり、会員は、当行が当行の会員向けサービス、販売活動および営業案内のために下記の会員の情報ならびにカード使用者等の個人情報を利用することに同意します。
  - (1)入会申込書および入会後の届出書等に記載された、あるいは申告いただいた事項(預金口座番号、住所、氏名、生年月日、電話番号、勤務先などの会員ならびにカード使用者等の属性情報。)
  - (2)本カード入会の事実および本カード会員資格またはカード使用者等資格喪失の事実(理由を除く。)
  - (3)本カード会員番号と有効期限
  - (4)本カード利用内容について知り得た情報(信用情報を除く。)
2. 二社は、会員の情報ならびにカード使用者等の個人情報を厳正に管理し、カード使用者等のプライバシー保護のために十分に注意を払うとともに、会員の情報ならびにカード使用者等の個人情報を目的外には使用しないものとします。

### 第5条(会員資格の喪失についての特則)

1. 支払指定口座を当行以外の金融機関の口座に変更する場合は、本カード取引は解約になります。

2. 前項で、二社のいずれかから返還請求があった場合は、会員およびカード使用者等は速やかに本カードを返却するものとします。
3. 前1項で、会員が当社の発行する他のクレジットカードの保有を希望し、当社が適当と認めた場合は、当社は新しいカードを発行します。なお、当社から新しいカードが交付される場合、その発行までクレジットカードを利用することはできません。

## 第6条(適用)

本特約に定めない事項については当社の法人会員規約または同意条項が適用されるものとします。

以上